

事業計画

〔I〕 在宅福祉活動

※ 表内 ★印=受託事業 ☆=町との共同事業 ◎=新規事業

| 区 分 | 事業名 | 事業費 | 事業開始 | 事業目的 |
|-----------------|--|--|-------|---|
| 在宅高齢者地域生活支援サービス | 見守り給食サービスの実施 | 3,382 千円 | S55.7 | 地域在宅高齢者の栄養と健康面の改善を図るとともに地域との交流を深め、在宅高齢者の福祉の推進を図る。 |
| | 事業内容 | 毎週木曜日の夕食の配食（8月以外）。利用者負担 200 円 ①町内に子どもが居住していない 70 歳以上のひとり暮らしの方 ②身障手帳 3 級以上をもっている方がいる高齢者世帯の方 ③夫婦の年齢が合わせて 160 歳を超える高齢者夫婦世帯の方 ④その他、特別な理由があり、運営委員会で認められた場合 | | |
| | 年次目標 | 配食することを通じて地域と利用者の顔が見える関係作りを支援する。地域在宅高齢者の見守り体制の確立、地域の拠点づくりを推進する。 | | |
| | ★ 寝具乾燥消毒サービスの受託 | 572 千円 | H13.7 | 在宅の高齢者及び障害者に対して、寝具類等の乾燥消毒を行うことにより、住みなれた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援し、もって保健福祉の向上を図る。 |
| | 事業内容 | 居宅に寝具乾燥車を派遣し、対象者の使用する寝具類等を乾燥消毒する。 ①65 歳以上の単身世帯②65 歳以上のみの世帯③身体障害者手帳 1,2 級か療育手帳所持者の単身世帯④重度心身障害者のみの世帯⑤重度心身障害者と 65 歳以上の世帯⑥その他 原則 1 回/月、3 枚/回。利用料 300 円/回 | | |
| | 年次目標 | 社協だよりによる広報や地域包括支援センター・居宅介護支援事業所への事業紹介を通して、より多くの方に利用していただくよう取り組む。 | | |
| | 福祉機器の貸出事業 | 20 千円 | H25.4 | 播磨町に在住する者に対し福祉機器を貸出すことにより、在宅福祉の向上に寄与する。 |
| | 事業内容 | 播磨町に在住で、本会の福祉機器が日常生活において必要な方を対象に、車いす・ポータブルトイレを貸出する。ただし、他のサービスを受けることができる方は対象外とする。 | | |
| 年次目標 | 急を要する場合に速やかに対応するとともに、長期の利用が必要な方については、地域包括支援センター等と連携しながら、相談に応じ、継続的に利用できるよう支援する。 | | | |

| 区 分 | 事業名 | 事業費 | 事業開始 | 事業目的 |
|-----------------|---------------------------|--|-------|--|
| 在宅障害者地域生活支援サービス | 移送事業 | 1,167 千円 | H9.4 | 町内に在住する身体の不自由な高齢者および障害者等で、家庭で移送手段を確保するのが困難である方に、医療・保健・福祉の利用の便を図り、在宅福祉の向上に寄与する。 |
| | 事業内容 | 車椅子を使用するおおむね 65 歳以上の高齢者および身体障害者（児）で、心身の状態により他の交通機関の利用が困難で、家庭等で移送手段の確保が困難な方を対象に、リフト付車輛で病院への通院や入退院・福祉施設への入退所等の送迎を行なう。 | | |
| | 年次目標 | 法令を遵守し、安心、安全な運行に努め、利用者の受診の機会の確保などを通し、在宅での生活を支援する。 | | |
| | ★要約筆記者派遣 事業の受託 | 449 千円 | H13.4 | 中途失聴者及び難聴者が社会生活上必要不可欠な会合に出席する場合に要約筆記者を派遣することにより、意思伝達の手段を確保し、もって難聴者等の福祉の増進に資する。 |
| | 事業内容 | 登録している難聴者等が公的機関、学校や医療機関等での複雑な会話を必要とする場合や、社会生活上コミュニケーションを図ることが必要な場合に登録筆記者を派遣。 対象者＝町内に居住する 18 歳以上の身体障害者手帳所持者で、要約筆記を必要とする者。 | | |
| | 年次目標 | 必要な方が柔軟に事業の利用ができるよう、事業の啓発努める。 | | |
| | ★手話通訳者派遣 事業の受託 | 462 千円 | H15.4 | 聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者等の家庭生活並びに社会生活における情報収集やコミュニケーションを円滑に行い、聴覚障害者等の自立と社会参加の促進を図る。 |
| | 事業内容 | 派遣内容＝公的機関への各種申請や、届出・相談時や、社会生活上コミュニケーションを図ることが必要な場合、そして権利や義務に関わる重要な用件等の場合に派遣する。 対象者＝町内に居住または、勤務する 18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者等。 | | |
| | 年次目標 | 通訳者との連携に努める。また、手話奉仕員養成事業修了者のサークル活動等の現状の確認を行い、新規通訳者の登録に向け検討を行う。 | | |
| | ★声の広報事業の 受託 | 284 千円 | H14.4 | 視覚障害者に対し、広報録音CD等を配布することにより、より多くの情報を得ることができ、もって視覚障害者の社会参加の促進に資する。 |
| | 事業内容 | 朗読ボランティア「のぎく」により、毎月発行される町広報、社協だより、議会だよりなどの内容を CD に録音した上、郵送し、情報を提供する。 | | |
| | 年次目標 | 事業の PR に努め、利用者の拡大を目指す。また、朗読活動を円滑に行うことができるよう、ボランティアグループと連携を図り支援を行う。 | | |

| | | | | |
|--|----------------------|--|-------|---|
| | ★手話奉仕員養成事業の受託 | 1,262 千円 | H17.6 | 手話通訳奉仕員の登録者を増員し、聴覚障害者の利便性を図り、社会参加を推進する。 |
| | 事業内容 | 講師として、兵庫県聴覚障害者協会、稲美町ろうあ協会、播磨町聴覚障害者部会たいよう、手話サークルはりま等に依頼し、初級講座を開催する。 | | |
| | 年次目標 | 実施期間が長期に渡るが、受講者が楽しみながら継続して学習に取り組めるよう講師と協力して環境づくりに努める。また、講座修了後も学習に取り組めるように、一過性の学習とならないよう興味、関心の維持を促していく。 | | |
| | ★生活訓練事業の受託 | 2,040 千円 | H18.4 | 障害児の長期休業中における自立支援として、日常生活や社会生活上必要な訓練、指導及びレクリエーション活動を通じての交流を目的とする。 |
| | 事業内容 | 夏休みの長期休業中の小学校の特別支援学級生や特別支援学校生に対し、個人の能力に応じた買物や調理・清掃など日常生活訓練やレクリエーション活動などを通じて、他の学校の友達とふれあい、交流を持つ。 | | |
| | 年次目標 | 参加児童が楽しく時間を過ごせるような環境づくりに努める。また、住民の障害に対する理解を促すきっかけとなることを目指し、スタッフやボランティアのみならず、関係機関から幅広く事業を支援していただけるようにはたらきかける。 | | |

| 区 分 | 事業名 | 事業費 | 事業開始 | 事業目的 |
|-----------|---------------------------------|---|-------|---|
| その他生活支援活動 | 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業） | 297 千円 | H12.4 | 判断能力に不安がある高齢者・知的障害者・精神障害者等の方に対し、福祉サービスの利用に関する相談・助言、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続き、または福祉サービスの利用に要する費用の支払い等の援助を行い、在宅生活を支援する。 |
| | 事業内容 | 基幹型社協の専門員が策定する支援計画に基づき、生活支援員が訪問し支援する。 ①福祉サービスを利用できるようにお手伝い ②生活に必要なお金の管理のお手伝い ③通帳や書類などのお預かり | | |
| | 年次目標 | 利用者が増える中、利用相談・生活支援員のサポート等に対応できる体制を整え、利用者がいつまでも安心・安全に在宅生活ができるよう支援する。 | | |
| | ★権利擁護支援事業 | 1,337 千円 | H25.4 | 高齢者・障害者等への虐待及びその他の権利侵害の防止策や権利を守るための支援策など権利擁護に関する課題等について検討し、権利擁護の意識に満ちたまちづくりを推進する。 |
| | 事業内容 | 虐待防止や成年後見制度の利用促進などの啓発活動を通じ、権利擁護の意識の醸成を行うとともに、見守りや権利擁護支援が必要な高齢者や障害者が、地域で安心して暮らせるように権利擁護支援員等の人材の養成や養成した人材を活用するための地域での支え合いを推進するシステムづくりを行う。 | | |
| | 年次目標 | ・成年後見制度・虐待・消費者被害を柱とし、講演会等を通して、普及・啓発に取り組むとともに、権利擁護まちづくり委員会において、権利擁護に関する総合的な相談・支援の体制について検討を行う。 | | |

| 区 分 | 事業名 | 事業費 | 事業開始 | 事業目的 |
|--------|--------------------|---|------|---|
| 児童福祉活動 | おもちゃルーム きらきらの開設 | 40 千円 | H8.4 | おもちゃを使つての遊びの楽しさ・おもしろさの中から、子どもの自発性や創造性を育てるとともに、感覚・運動機能の発達を促進し、あわせて、障害児・健常児の別なく、子ども・親・ボランティア等のふれあいの場を提供し、子どもの健全育成を図る。 |
| | 事業内容 | 小学校低学年までの子どもと親を対象に、毎月第1木曜日と第3土曜日の10時から12時の間、福祉会館において開催。運営は、ボランティアグループ『トゥインクル』による。 | | |
| | 年次目標 | 子どもたちには安全な遊び場として、親には子育て中の仲間との出会いや情報交換の場となるよう運営する。 | | |
| | | | | |

| 区 分 | 事業名 | 事業費 | 事業開始 | 事業目的 |
|--------|-----------------------------------|--|--------|---|
| 地域福祉活動 | ふれあい ・いきいきサロン 事業 | 3,708 千円 | H13.5 | ひとりぐらしや虚弱な高齢者が気軽に集えるサロンを開設し、地域住民とのふれあいの中で孤立感の解消、心身機能の向上を図るとともに、地域住民が福祉活動に参加し、住みよい福祉のまちづくりを自らの手で推進する。 |
| | 事業内容 | 自治会を実施主体に、自治会館等、参加者が歩いていける場所を会場に、参加者とボランティアと一緒に内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動。 利用対象は、おおむね65歳以上の高齢者とするが、開催頻度も含め、実施主体ごとに設定していく。 | | |
| | 年次目標 | ・40自治会を目標に、新たに開設いただけるよう自治会に働きかけていく。 ・自治会の事業として定着する中、個々のサロンが抱える課題について、運営者の方々とともに考え、解決できるよう支援していく。 | | |
| | ★生活支援体制整備事業 生活支援 コーディネーター業務 | 5,200 千円 | H28.10 | 日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図る。 |
| | 事業内容 | ①生活支援・介護予防サービスのコーディネート等に関する業務 ②サービス・支援の担い手となるボランティア等の養成に関する業務 ③社会福祉法人、NPO、ボランティア団体、シニアクラブ等、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを推進するための協議体の運営に関する業務 | | |

| | | | | |
|--------------------|---|--------|--|--|
| 年次目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域で行われているふれあい・いきいきサロンやいきいき百歳体操を始め、住民が集う場に積極的に出向き、つながりを作っていくながら、地域でキーとなる人探しや、日常生活上のニーズ等の把握に努めていく。 ・すでに行われているご近所同士の支え合い活動やサロンなどの集いの場など地域資源の状況を共有したり、地域の問題や課題等について話し合ったりできる場が設置されるよう働きかけや支援を行い、地域の中で1つでも多くの話し合いの場ができるよう支援していく。 | | | |
| ★生活支援 サポーター研修事業 | 685 千円 | H28.10 | 地域の高齢者を支えるしくみづくりと住民主体の支えあい活動の担い手を養成する。 | |
| 事業内容 | 超高齢社会の現状や制度、高齢者とのコミュニケーションのコツや認知症についての理解を深め、高齢者の介護予防や生活支援に関わる基礎知識を学ぶ生活支援サポーター養成研修を開催。 | | | |
| 年次目標 | 多くの方に関心や興味を持ってもらい参加してもらえるよう、広報に努めるとともに内容を充実させていく。 | | | |

| 区 分 | 事業名 | 事業費 | 事業開始 | 事業目的 |
|--------------|--|--|-------|--|
| 生きがい創り 活動 | 喜寿お祝い写真 贈呈事業 | 174 千円 | H10.9 | 老人月間に際し、喜寿を祝い、記念として写真を贈呈する。 |
| | 事業内容 | 9月1日現在、数え年77歳の方を対象に希望を募り、撮影を行い、写真を贈る。 | | |
| | 年次目標 | 敬老月間の事業として、数え年77歳を迎える方に、1人でも多くの人に応募いただけるよう、広報に努める。 | | |
| | ★◎ はつらつ広場事業 の受託 | 3,627 千円 | H18.4 | 介護保険法の地域支援事業における地域介護予防活動支援事業を実施することによって、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりや住民主体の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを進めるとともに、生きがいや役割を持って生活できる地域を構築することにより、介護予防の推進に寄与することを目的とする。 |
| | 事業内容 | 町内に在住するおおむね65歳以上の高齢者(介護保険で要支援の認定を受けている方も参加可)を対象に、福祉会館・コミュニティセンターを会場に、①体操 ②レクリエーション を参加者とスタッフやボランティアでつくる介護予防と仲間作りの教室。1人あたりの利用頻度は、週1回。利用料1000円/回 | | |
| 年次目標 | 誰にとっても週に一度が待ち遠しいと思えるつどいの場となるよう、住民である参加者とボランティアとともにレクリエーションの内容などを考え、実施し、介護予防に努める。 | | | |

〔Ⅱ〕 ボランティア活動

| 区分 | 事業名 | 事業費 | 事業開始 | 事業目的 |
|---------------|---------------------------------|--|-------|---|
| | | 8,856 千円 | S58.9 | |
| 学習機会の提供 | 養成講座の開催事業 | ————— | S58.9 | 広く一般に呼びかけ、養成講座を開催することにより、ボランティア活動に参加するきっかけを提供する。 |
| | 事業内容 | 要約筆記初級講座・学生を対象とした夏休みボランティア体験教室（保育体験など）・点訳ボランティア養成講座など | | |
| | 年次目標 | 担い手の必要性に加え、事業実施後の活躍の機会なども盛り込んだ内容とする。 | | |
| 区分 | 事業名 | 事業費 | 事業開始 | 事業目的 |
| 交流・ネットワークの推進 | ボランティア連絡会、各ボランティアグループの支援 | ————— | S58.9 | ボランティア連絡会や各ボランティアグループを支援し、各グループ間の交流や、ネットワークを構築する。 |
| | 事業内容 | 手話中級講座、ボランティア連絡会への助成・各ボランティアグループの活動資材の整備・自主研修費の助成・研修会や活動に関する情報提供、助言。 ボランティア同士の交流を深めるためのボランティアの集いの開催。また、視覚障害者団体と朗読グループの交流研修会を開催。 | | |
| | 年次目標 | センター登録要綱の整備及び周知を行い、新しいボランティア団体や個人活動者の登録数の増加を目指す。また、登録ボランティアの方々と共に、若年層のボランティア活動者の担い手づくりやグループ間の連携についての在り方の検討・協議を行う。 | | |
| 区分 | 事業名 | 事業費 | 事業開始 | 事業目的 |
| 情報の収集・提供・発信活動 | ボランティア情報誌発行事業 | ————— | S58.9 | 情報誌で、広く住民に情報を提供し、ボランティア活動を身近で気軽なものにする。 |
| | 事業内容 | 「みてみて」発行 1回/年 | | |
| | 年次目標 | ボランティア活動に対する関心と意欲を感じていただけるような情報の掲載に努める。 | | |
| 区分 | 事業名 | 事業費 | 事業開始 | 事業目的 |
| マッチング・支援活動 | コーディネート事業 | ————— | S58.9 | 活動希望者と活動先の需給調整、登録 |
| | 事業内容 | ボランティア活動希望者をボランティア登録し、関連のボランティアや市民活動団体との連携・協働を図り、活動先の斡旋を行う。また、登録者に対しボランティア災害共済の加入を促進し、安心して活動ができるようにサポートする。 | | |

| | 年次目標 | 活動希望者と地域のニーズに対し、スムーズに対応できるように双方の情報収集に努める。登録ボランティアの活動状況の把握も行い、継続して活動に取り組んでいただけるよう支援を行う。 | | |
|---------|-----------------|--|-------|---|
| 区 分 | 事業名 | 事業費 | 事業開始 | 事業目的 |
| 災害時支援活動 | 生活相談員の養成 | ———— | H27.4 | 災害により福祉避難所の開設に至った際、その避難民を対象に不安の軽減を図るため傾聴等の支援を行う相談員を養成し、災害時に備える。 |
| | 事業内容 | 福祉避難所開設時に配置する生活相談員の養成を行う。 | | |
| | 年次目標 | 講座を開催し、開設時、活動に協力できる方の登録を行う。 | | |

〔Ⅲ〕 一般福祉活動

| 区 分 | 事業名 | 事業費 | 事業開始 | 事業目的 |
|-------------|-----------------|---|------|--------------------------------|
| 当事者組織への支援活動 | 各種団体への助成 | 295 千円 | ———— | 各種団体・当事者組織に助成をし、自主的な活動の支援を行なう。 |
| | 事業内容 | 各種団体・当事者組織の事業計画に基づく申請により助成する。また、活動の支援を行う。 | | |
| | 年次目標 | 各種団体・当事者組織の自主活動の支援する。 | | |

| 区 分 | 事業名 | 事業費 | 事業開始 | 事業目的 |
|--------|-------------------|---|-------|---|
| 福祉学習活動 | 福祉学習指定校の指定 | 100 千円 | S62.4 | 児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動への参加を促すことを目的とする。 |
| | 事業内容 | 播磨南小学校、蓮池小学校、播磨小学校、播磨西小学校、県立播磨南高校 以上5校。 1校につき20,000円/年助成。3年間の県社協の指定校制度を終了した学校に対し、活動を継続できるよう助成し、活動の助言等行う。 | | |
| | 年次目標 | 担当教員の皆さんの思いに寄り添い、実状に沿った学習の機会づくりの提案を行う。 | | |

| 区 分 | 事業名 | 事業費 | 事業開始 | 事業目的 |
|---------|-----------------|----------------------|-------|--|
| 啓発・広報活動 | 社協だよりの発行 | 1,227 千円 | S44.6 | 社協の事業・福祉サービス・福祉の動向等の情報を、住民に提供し、地域福祉の向上を図る。 |
| | 事業内容 | 社協だより『ゆう&あい』の毎月24日発行 | | |

| | | | |
|------------------|---|-------|--|
| 年次目標 | 社会福祉協議会の活動を知り、身近に感じていただくための広報媒体として、より見やすく、よりわかりやすくをモットーに発行に取り組む。 | | |
| ホームページの開設 | 157 千円 | H10.4 | 広範囲な人を対象に、当社協の活動を周知するとともに、情勢に即応した新しい情報をタイムリーに発信し、福祉の向上を図る。 |
| 事業内容 | インターネットを使い、情報を発信する。 Eメールを活用し、双方向の情報交換を行う。 | | |
| 年次目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページは、タイムリーな情報発信が可能であることから、全部署が有効に活用し、情報発信する。 ・ホームページを通して問合せも増えており、窓口に来ることがむずかしい方への相談窓口として活用していく。 | | |
| 福祉フェアの実施 | 188 千円 | H8.6 | 社会福祉協議会や社協事業を周知するとともに、障害者理解やボランティア活動等への啓発を目的とする。 |
| 事業内容 | 手話体験・点訳体験・要約筆記体験など（旧 福祉大会を28年度より改称。回数は第21回となる。） | | |
| 年次目標 | ボランティアグループ等の協力を呼びかけ、その他、障害のある方にも運営に携わっていただけるようはたらきかける。この機会が住民間の交流の場となるよう努める。 | | |

| 区 分 | 事業名 | 事業費 | 事業開始 | 事業目的 |
|--------|-------------------|--|-------|---|
| 相談所の開設 | 心配ごと相談所の開設 | 208 千円 | S37.1 | 広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行なって、地域住民の福祉の増進を図る。 |
| | 事業内容 | 毎週火曜日13時から16時の3時間、福祉しあわせセンターにおいて、定期相談員8名により、住民より生活上の相談を受け、助言・援助を行なう。 | | |
| | 年次目標 | 身近なよろず相談窓口として、どこへ相談に行けばよいのか悩まれている方に利用いただけるよう広報に努める。 | | |
| | 法律相談所の開設 | 325 千円 | H9.6 | 心配ごと相談の一環として実施し、相談内容が多種多様化する中、法律的な助言・援助が必要とする相談の問題解決能力を高める。 |
| | 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月第1火曜日の13時30分から15時30分の2時間、福祉しあわせセンターにおいて、兵庫県弁護士会より弁護士を派遣してもらい相談を実施する。 ・ 実施にあたっては、心配ごと相談を受けてもらい、問題解決上必要と判断した場合に予約とする。 | | |
| | 年次目標 | 貴重な専門相談である法律相談を有効活用していただけるよう、また、成年後見制度の専門相談窓口として、心配ごと相談とともに広報活動に努める | | |

| 区 分 | 事業名 | 事業費 | 事業開始 | 事業目的 |
|-------|-----------|--|-------|---|
| 資金の貸付 | 生活福祉資金の貸付 | — | S34.4 | 低所得・高齢者・障害者世帯に対し、必要に応じた資金貸付を行うとともに、民生委員を通じ必要な援助指導を行うことによって、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進、加えて在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるようにする。 |
| | 事業内容 | 対象：①低所得世帯 ②障害者世帯 ③高齢者世帯 ④生活保護世帯 資金の種類：①福祉資金 ②教育支援資金（教育支援費・就学支援費） ③総合支援資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費） ④臨時特例つなぎ資金 ⑤不動産担保型生活資金 ⑥要保護世帯向け不動産担保型生活資金 | | |
| | 年次目標 | 生活困窮者への支援として、世帯が自立し、安定した生活が送れるよう、単に資金の貸付相談ではなく、生活にかかわる総合相談として捉え、自立相談支援機関等と連携をしながら、相談者の自立に向け、支援していく。 | | |
| | 特別援護資金の貸付 | 300千円 | S35.9 | 生活保護法にいう被保護者、要援護者の世帯または低所得者層と思われる世帯が、生活上または医療上等で緊急な支出を必要とする時のつなぎ資金として貸付ける。 |
| | 事業内容 | 対象：生活保護法にいう被保護者、要援護者の世帯または低所得者層と思われる世帯 貸付限度額：50,000円 償還期間：12ヶ月以内 | | |
| | 年次目標 | 生活福祉資金と同様に、生活にかかわる総合相談として捉え、関係機関と連携をしながら、相談者の自立に向け、支援していく。 | | |

| 区 分 | 事業名 | 事業費 | 事業開始 | 事業目的 |
|------|---------|---|-------|---|
| 募金活動 | 社 協 会 費 | 4,764千円 | S58.6 | 社協会員制を敷き、趣旨に賛同する会員を募集し、その会費を自主財源として事業を推進する。 |
| | 事業内容 | 普通会費1戸500円 特別会費5,000円 とし、7月より集金。 | | |
| | 年次目標 | 社協活動の理解につとめ、多くの方に賛同していただけるように取り組んでいく。 | | |
| | 共同募金 | 2,812千円 | | 住民相互のたすけあいを基調とし、誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができ、住民自らが主体的に参加する福祉コミュニティづくりへの参加を促し、実現するための多様な活動を財政面から支援する。 |
| | 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県共同募金会播磨町共同募金委員会の実施する赤い羽根共同募金運動への協力。 配分金を、地域福祉推進のために有効に活用する。 | | |

| | | | | |
|------|--|--------|---|--|
| 年次目標 | 配分金を計画的かつ有効に地域福祉活動に活用するとともに、募金が播磨町の福祉の向上に活用されていることを広報する。 | | | |
| 歳末募金 | 1,500 千円 | S26.12 | 新たな年を迎える時期に、援助や支援を必要とする人たちが、地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得て、福祉活動を展開する。 | |
| 事業内容 | ・自治会や職域に募金の募集を行い、配分委員会で審議の後、民生委員を通じて対象世帯にお見舞金を届ける。 | | | |
| 年次目標 | 募金に協力していただけるよう啓発・広報していく。地域の自治会や団体・グループなど広い層で活用していただく。 | | | |
| 善意銀行 | 458 千円 | S38.8 | 地域住民の善意を発掘し、その高揚を図るとともに、善意による預託を受け、これを地域社会へ効果的に還元し、もって社会福祉の増進に寄与する。 | |
| 事業内容 | ・金銭による預託を受け入れる。 ・預託された金銭により、老人福祉・児童福祉・低所得者世帯福祉・地域福祉活動等に払出を行う。 | | | |
| 年次目標 | 地域住民の善意を生かせるよう運営を行う | | | |

〔IV〕★地域包括支援センター

| 事業費 | 事業開始 | 事業目的 |
|---------------------|-------|--|
| 46,987 千円 | H18.4 | 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として地域包括ケアを実現する。 |
| 事業名 | | 具体的な内容 |
| 総合相談支援 | | ①関係機関等からの情報収集により、訪問等による実態把握を行う。 ②初期段階での相談対応や継続的・専門的な総合相談支援を行う。 |
| 権利擁護 | | ①成年後見制度の円滑な利用に向けた支援を行う。 ②高齢者虐待対応をマニュアルに沿って速やかな虐待対応を行う。 ③認知症サポーターを養成、組織化し、認知症の人の支援者を増やす。 |
| 介護予防ケアマネジメント | | ①介護予防事業に関するモニタリングを行う。 ②予防給付に関するケアプランの作成、サービス提供、モニタリング、給付管理をする。 |
| 包括的・継続的 ケアマネジメント | | ①地域の介護支援専門員等の業務の円滑な実施への支援を行う。 ②地域の介護支援専門員等の資質向上を図るための事例検討会や情報提供を行う。 |
| その他啓発活動 | | ①地域住民や関係機関に働きかけ、相談窓口としての周知度を高める。 ②シニア元気アップ出前講座を行い、介護予防活動を支援する。 |
| 年次計画 | | ・社会福祉協議会と協働し「支えあいマップ」づくりを具体的に実践し、地域での見守り・支え合い活動の仕組み作りを支援する。 ・民生委員・児童委員との定期的な連絡会を開催し、地域課題の早期発見・解決に向けた取り組みを強化・継続する。 |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の権利擁護の意識を高め、各種相談対応するとともに、権利擁護センター開設へ向けた取り組みに参画する。 ・認知症サポーターや介護支援ボランティア等を通して、新たな支援の担い手発掘へ繋げる。 ・他職種参加による個別地域ケア会議を継続開催と気づきの事例検討会を開催し、自立支援に向けたケアマネジメントの向上・定着化を図る。 ・関係機関と連携して介護予防・日常生活支援総合事業を円滑に進め、住民の介護予防が効果的になされるように支援する。 |
|--|--|

〔V〕 ゆうあい園運営事業

| 事業費 | 事業開始 | 事業目的 |
|-----------|---|--|
| 21,278 千円 | S58.5 H21.4 | 利用者に対し、通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった利用者には、一般就労等への移行に向けて支援する。 |
| 方針 | 関係市町、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、適正かつきめの細かな就労継続支援（B型）のサービスを提供する。 | |
| 年次計画 | ① 利用者のニーズに沿った個別支援計画を作成し、自己実現を目指した支援を提供する。 ② 個々人の適性に応じた作業を提供するために、新規作業を開拓して作業内容を充実させるとともに、働く場としての環境整備に努める。 ③ 余暇活動・機能訓練等を通して、利用者の健康維持増進に努め、生活の質を高める。 ④ 家族・関係機関・ボランティア等と連携し、利用者が地域で安心して暮らせるように支援する。 | |

〔VI〕 介護保険事業

| 区分 | 事業名 | 事業開始 | 事業目的 |
|-------------------|---------------|---|----------------|
| ホームヘルパー ステーション | 介護保険事業 | H12.4 | 総事業費 24,655 千円 |
| | 方針 | サービスの質を確保しながら効率の良い供給体制を確立し、利用者側に立って運営することを基本方針とし、職員の資質向上を目指し、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供する。 | |
| | 年次計画 | ① 内部研修及び外部研修を活用し職員の資質を高める。 ② 安定した運営を図る為、人材の確保に努める。 ③ マニュアルの見直し、整備を行い職員への周知徹底を図る。 ④ 居宅介護支援センター、地域包括支援センターとの連携を図る。 | |

| | | | |
|---|---|---|----------------|
| ★高齢者生活支援型 ホームヘルプサービス事業 の受託運営 | H12.4 | 身体が虚弱な高齢者など身体上または精神上軽度の障害があつて日常生活を営むのに支障がある者がホームヘルパーの派遣を必要とする場合、その費用の一部を助成することにより、高齢者が健全で自立した安らかな生活が営むことができるよう援助する。 | |
| ¥内 容 | 対象者：町内に在住する者で、介護保険対象外であるが、日常生活上援助が必要と認められるおおむね65歳以上の要介護高齢者がいる家庭。 内 容：①身体介護に関する事 ②家事に関する事 ③相談・助言に関する事 | | |
| 障害者総合支援法 に基づく居宅介護事業 | H18.4 | 身体障害者（児）・知的障害者（児）に対し、自立と社会参加を促進するために、適正な居宅介護を提供する。 | |
| 内 容 | 対象者：身体障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者 内 容：①身体介護に関する事 ②家事に関する事 ③外出時における介護 | | |
| デイサービスセンター | 介護保険事業 | H12.4 | 総事業費 103,862千円 |
| | 方 針 | サービスの質の安定と向上を目指す為、サービス提供体制（人員及び設備）の確保を行い、利用者個々の人格を尊重しながら、「目配り・気配り・心配り」を念頭に、常に利用者の立場となつて、「明るく優しく元気良く丁寧に」事業運営に当たることを基本に据える。職員個々の介護の知識・技術の向上を目指して、合わせて対人援助のマナーや言葉遣いへの意識的配慮を行い、要支援状態もしくは要介護状態と認定され利用される方に対して、法令遵守に基づく適正な通所介護ならびに介護予防通所介護を提供することで、利用者及び家族・介護者が安全に安心して日常生活が営めるよう、その一助となるよう、喜んで利用して頂けるように事業に取り組む。 | |
| | | 上記方針の達成の為、 ① 利用者の生活自立の助長と安心・安全な生活の質の保持と向上のため、本人・家族・介護者との対話を大切に、心身の状態把握と意向・希望を聴き取り、ニーズ把握に努める。 ② 把握したニーズ、状態に応じたサービス提供のため、ニーズを踏まえた通所介護計画書を作成して、定期的また必要に応じた見直しを行いサービス提供を行う。 ③ 通所介護計画書の作成に当たっては、担当ケアマネージャー立案のケアプランに即すること、また必要時のプランの変更の提案を行い、日常的に本人のニーズに応じた過ごし方が出来ているのかに着目してサービス提供に当たり、毎日のミーティング等を通じて、評価・見直しを行っていく。 ④ 介護支援専門が召集するサービス担当者会議へ積極的に参加して、本人・家族、ケアマネージャー、各サービス提供事業所との連携協力の下、本人の安定した生活向上に寄与するようサービス提供することに努める。 ⑤ 選択制メニューの充実・拡充、ニーズに即した内容にするため、希望アンケートの実施また日頃の参加の様子を見ながら 地域ボランティアの協力や新規協力ボランティアの開拓もしながら、レクリエーションを実施する。 ⑥ 生活行為能力の向上に着目した運動やレクリエーションの実施で家庭内自立の促進を意識したサービス提供を行う。 | |

| | | |
|-----------|--------------|---|
| | 年次計画 | ⑦ 認知症利用者の増加に伴うケアの質の確保と向上のためH28実施の認サボ研修や4DAS研修を有効に活用する。 ⑧ 総合事業移行の要支援向けサービスの充実を図る。 |
| | ★障害者日中一時支援事業 | H18.4 社会的孤立感の解消および心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減をはかるため、身体障害者に対し、適正なサービスを提供する。 |
| | 内容 | 対象者：町内に在住する18歳以上の身体障害者 内容：①入浴サービス ②給食サービス ③生活指導（介護相談）④日常動作訓練（機能訓練・レクリエーション）⑤静養 ⑥健康チェック ⑦送迎 ⑧排泄援助 |
| | ★身体障害者短期入所事業 | H12.4 身体障害者の介護を行う者の疾病その他の理由等により、障害者が居宅において介護を受けることができず、一時的な保護を必要とする場合に、宿泊や介護を受けることにより、居宅の障害者およびその家族の福祉の向上を図る。 |
| | 内容 | 対象者：町内に在住する在宅の障害者 利用期間：7日以内 |
| 居宅介護支援事業所 | 介護保険事業 | H12.4 総事業費 20,967千円 |
| | 方針 | 要介護者等からの相談に応じ、および要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等をもとに、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者、介護保健施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。 |
| | 年次計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員一人当たりの担当件数は、要介護者・要支援者を含め39件を目安とする。 ・次のことを心がけながら、件数を確保できるよう努める。 <ol style="list-style-type: none"> ① 利用者の心身状況とその置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮してケアプランを作成し、利用者の心身状況や家族・環境の変化に応じ、居宅サービス計画の見直しや変更を行なう。 ② 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立に行う。 ③ 事業運営にあたっては、播磨町や医療機関・地域包括支援センター・他のサービス事業所、介護保険施設等との連携に努める。 ④ 行政への各種申請代行を行う。 ⑤ 播磨町及び他市町村からの介護認定調査委託を受ける。 ⑥ 利用者へのサービスの質の向上のために、効果的な研修やネットワーク会議へ参加する。 |

〔VII〕 公益事業

| 事業名 | 事業費 | 事業開始 | |
|------------------|-----------|-------|--|
| ★福祉会館の受託運営 | 19,905 千円 | S62.4 | <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者として、効率的な運営を図るとともに、住民の福祉の増進に寄与する。 自主事業にも積極的に取り組み、多くの方に利用いただける施設を目指す。 長く施設が利用できるよう、中長期の修繕計画を町に提案していく。 各種設備の維持・管理を徹底し、万全なサービスを提供する。 職員のマナー向上を図り、更なる利用者目線での運営を行う。 |
| ★福祉しあわせセンターの受託運営 | 6,015 千円 | H12.2 | <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者として、効率的な運営を図るとともに、住民の福祉の増進に寄与する。 |

〔VIII〕 第4次地域福祉推進計画（延長版 平成29年4月1日～平成30年3月31日）

| | |
|---|---|
| 重点目標その1 自治会エリアで見守り・支えあいの仕組み作りを目指す | |
| 活動目標1 各自治会と懇談会を実施し、福祉連絡会（仮称）の組織化をはたらきかける | |
| ①各自治会エリアで懇談会を開催し、地域での見守り・支えあい活動の必要性について理解を広げる | 自治会単位での懇談会の開催を通して理解を促し、住民同士の継続した話し合いの場の設置に向けはたらきかける。 |
| ②モデル自治会を依頼し、一緒に福祉連絡会（仮称）を立ち上げ、活動支援を行う | 福祉連絡会（仮称）の立ち上げを見据え、希望のあった自治会へ重点的に関わり支援を行う。 |
| 活動目標2 コミュニティセンター区ごとに福祉ネットワーク会議（仮称）設置へのはたらきかけ | |
| ①福祉ネットワーク会議（仮称）の設置支援 | 同コミセン区内における福祉連絡会（仮称）同士の取り組み状況について共有ができ、互いに今後の活動に活かすための機会を設ける。 |
| ②モデルのコミュニティセンター区で、福祉ネットワーク会議（仮称）の設置支援 | 福祉連絡会（仮称）の開催状況をふまえ、重点的に開催の支援を行う。 |
| 重点目標その2 地域での見守り・支えあい活動を支援できる社会福祉協議会を目指す | |
| 活動目標1 社協事業・組織検討委員会（仮称）を設置し、事業・組織体制の見直しを図る | |
| ①社協事業・組織検討委員会（仮称）を設置し、社協事業・組織体制の見直しをはかる | 月1回程度委員会を開催し、社協事業等について協議する。 |
| ②事業・組織の見直しにより、事務局に地域福祉担当制を設ける | 事務局の体制、各職員の担当事業について見直しを図る。 |
| ③播磨町社協の強みでもある、介護・在宅福祉サービスの専門性や職員の力を地域の福祉活動につなげる | 各部署、通常業務を通して得られた幅広い知識や地域資源を、地域福祉活動の活性化に取り入れる。 |
| ④事務局職員と介護・福祉サービス専門職とが、総合的に地域福祉活動を支援する | 各部署職員が、「助けられ上手講座」や「マップづくり」の開催など、適宜、地域における福祉活動支援に携わっていく。 |

